



# 京都 竹やぶ日記 第53回

## 被曝を避ける権利

### 「支援法」に魂を入れる

フクシマ・ダイイチの事故によって、多くの「難民」が誕生したあと、関連して法律がいくつも制定されました。その中に、私が「希望」の可能性を一瞬感じてしまった法律があります。

正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」というものです。

衆議院本会議で可決成立したのは、2012年6月21日のことでした。これは原発事故被災者の生活支援のためにつくられた、被災者側に立つ唯一の法律でした。超党派の議員立法で、代議士先生も「マジメに働いている」という印象を受けましたが、現在になってみますと、何と云いますか「仏作ってタマシイ入れず」という言葉そのものの「法律」のような気がします。まあ、グチはさておき、この法律の「柱」の部分は、一定以上の放射線量の地域については住み続けること、避難すること、そして避難先から帰還すること、どの選択に対しても、個人が自分の意思によって決められること、これを宣言している点です。

これは別の言葉で表現するとすれば「被曝を避ける権利」を定めた、ということですが。

この「被曝を避ける権利」は、日本国憲法の「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利につい

桜島の「噴火」についても、あまり報道されていません。今回も地震学者や火山学者たちは、ダンマリを決め込んでいるのでしょうか。地震学者たちの多くが、実は、原子力ムラに取り込まれた存在なのかもしれないというところは、フクシマ・ダイイチの事故のあと、多くの人が抱いている懸念です。火山学者たちも「そうなのかも」などとは思いたくないのですが、決定的な時期に声を挙げない専門家とは一体何なのか、何のための学問なのかという思いを、多くの人が抱いているはずですが。さて今回も、引き続き避難者について考えています。新しい原発難民が生まれる前に学んでおくことは、実にたくさんあるのです。

熊本県を中心に九州では、ほぼ連日震度3クラス以上の地震が続いています。気がついた方も多いと思いますが、その時の九州各地の震度を示す数字が、放送局によっては九州南部、つまり鹿児島の一部がスッポリと抜けている時があります。何故でしょう。

川内原発の近くに住む友人に電話をしますと、彼の暮らす地域も、時に震度4を記録した時もあると言っています。

今回の地震による川内原発への影響は、多くの人気が気にしているはずですが。その放送局は、どうして鹿児島県の震度を報じないのでしょう。報じないという「情報操作」の一つなのでしょうか。

は「チェルノブイリ法」についても詳しい解説が出ています。

白書によりますと、ポイントには、法律によって「原発事故被災地の範囲を定めたこと、そしてその被災地から転居した人々を、原発事故避難者と認めて国家補償・支援をきちんと定めている点です。

まず「被災地」に関する定義です。

- ①事故発生時、当時の放射性安全基準に基づいて住民が強制的に避難させられた地域
- ②新たにチェルノブイリ法が定めたもので、年間平均5ミリシーベルト以上の地域は「除去対象地域」とし、ここから段階的に移住が「義務」づけられる地域。
- ③放射線量が年間平均1ミリシーベルト以上の地域。ここに暮らす人々には「移住の権利」が与えられ、この権利に基づいて移住する人々には「雇用や住宅など必要な支援を国が行う」とされています。

これは、どういうことでしょうか。

日本の「支援法」では、基本になる「対象地域」の設定や基準を国会で決めずに、役人に任せてしまったことが誤りでした。基本方針づくりを任されたのは、復興庁の「役人」でした。2013年8月30日に、復興庁が公表した「基本方針」なるものは、支援対象を決める時の尺度になるはずなのに、その地域が放射性物質で汚染されているのかを判断する「基準線量」の設定をしませんでした。そして、支援対象地域を福島県内33市町村に限定しました。

更に、政権交代後のアベ政権は、2017年3月末までに「避難指示解除準備地域」だけでなく、「居住制限区域」も避難指示を解除する方向を打ち出しています。

要するに「被曝を避ける権利」が、法律の文言として認められています。

「白書」のこの項目の執筆者である尾松亮氏は、「日本では、いまだに、そもそも誰を、原発避難者と認めるのか、統一的な共通認識がない。(略)その結果、原発事故をきっかけに転居した人々の数、避難者の方々が直面している問題の把握が極めて困難になっている」とチェルノブイリ法と、日本の「被災者援助」の内容の差を指摘しています。

これにあわせて福島県知事は、2015年6月、自主避難者として避難指示が解除された地域からの避難者について、2017年3月末で住宅の提供を打ち切る方針を示しました。

要するに「国」が安全というから「安全」を信じるという姿勢です。放射線量が高い地域は、指定のない地域でもまだたくさんあります。「支援法」に盛り込まれた「被曝を避ける権利」は完全に無視されているわけです。「支援法」の内容を事実上、原子力ムラに属している「役人」の手から市民の手に早く取り戻さない限り、「政府」は、この法やシステムを、被災者を切り捨てる武器として使い続けるでしょう。

あきやま・とよひろ 1942年、東京都生まれ。TBSに入社、ワシントン支局長など歴任。1990年、日本人初の宇宙飛行士として、旧ソ連の「ソユーズ」ミール」に乗り込み9日間の飛行をする。1995年に退社。福島県滝根町で有機農業に従事するが、2011年3月の原発事故で疎開。現在は京都造形芸術大学教授。著書に本誌連載をまとめた「鉄と宇宙船」のほか「宇宙と大地」「来世は野の花に」「原発難民日記」など多数。

では、最大限の尊重を必要とする(第13条や「健康で文化的な生活を営む権利」(第25条)に基づく、国民の個人個人の「人権」の問題として被災者を捉えていることを示しています。

この「人権」としての「被曝を避ける権利」の基本的発想を、日本国憲法から代議士先生たちが自ら生み出したとすれば、永田町もそう捨てたものではない、という気がするのですが、必ずしもそうではありません。

すでに先例がありました。

1986年4月26日、当時のソビエト連邦を構成していたウクライナ共和国のキエフ州で原子力発電所が事故を起こしました。いわゆるチェルノブイリ事故です。

この事故の被災者を救済するため、1991年2月、ウクライナ共和国では、原発事故被災者保護法が制定されました。同じ内容の法律は、チェルノブイリ事故によって同じく多数の被災者が出たロシア共和国、ベラルーシ共和国でも同じ年に制定されました。この法律が制定された年の12月、ソビエト連邦は解体されましたが、この法律はその後も現在まで適用が続き、生き続けています。

### 被曝を強制するアベ政治

私の手元に「原発避難者白書」があります。前号でも紹介しましたが、フクシマ・ダイイチによる避難者の実態についてまとめた本です。この本に